

PREVENTION No.277

平成27年10月15日開催

「健康・公衆衛生の視点から薬物使用／薬物政策を考える」

NPO 法人アジア太平洋地域アディクション研究所(アパリ) 古藤吾郎

近年のドラッグをめぐる国際的な取り組みは、人権、健康・公衆衛生により重点が置かれるようになってきている。そのトレンドを取り上げるなかで、日本の政策についての議論に触れる。

1. ドラッグに関連する問題(ダメージ)

ドラッグに関連するダメージは個人レベルから社会レベルまで多岐に渡る。例えば、使用に関連するものでは、①依存症や感染症などの病気、②過剰摂取、③強い苦しみ、死などが挙げられる。さらに、ドラッグを規制することに関連するものとして、①犯罪、②暴力、③人権侵害、④環境破壊／治安悪化、⑤政治腐敗、⑥組織犯罪などが挙げられる。

2. 薬物政策のねらい

このさまざまなダメージへ取り組むための薬物政策の主たるねらいとは、個人と社会の健康と安全を高めることと捉えることができる。より具体的には、前述のドラッグに関連するさまざまなダメージを少しでも減少していくことであろう。そして、そうした政策は、科学的に実証され、公衆衛生に基づき、人権を尊重した人道的で効果的なものとなるようデザインされる(A)べきであるということは、決して偏っていない、共通理解が得られやすいものであると考えられる。

3. オーストラリアの政策を学ぶ

現在の日本の政策がそうした理念に基づいたものとなっているかどうか、薬物依存回復支援施設ダルクのスタッフが中心となり、援助職者や専門家が協働で政策を研究するようになり、そのなかで人権と健康の向上を国策に取り入れているオーストラリアでの視察も行った。現地では、TC(治療共同体)においてヘロイン依存を対象とした薬物代替療法としてのメサドン治療や、衛生的に注射使用をするためのグッズの配布などのプログラムを見学し、そうした実践の捉え方を学んだ。また、インジェクション・センター(保健管理のもとでの注射使用)や覚せい剤依存クリニックを訪ねて、プログラムの内容や効果について学ぶ機会も得ることができた。こうしたプログラムに共通するのは、ハームリダクションというダメージの削減である。

4. ハームリダクション

ハームリダクションとは、その使用を中止することが不可能／不本意である精神作用性のあるドラッグの使用に関連する健康・社会・経済的なダメージを減らすことを目的とした政策・プログラム及びその実践である。ドラッグの使用量自体が減ることを第一の目的とはしていない。つまり、たとえ使用量が減ったとしても、ドラッグを使う人などの人権が侵害されている、あるいは感染症が広がっているなど、ドラッグに関連するダメージが減少していなければ個人と社会の健康と安全が高まったとは言えないという捉え方である。ハームリダクションは、薬物根絶社会を推進する政治家やメディアからドラッグ容認であると攻撃を受けがちであるが、実際は、前述の(A)のように科学的に実証され、公衆衛生に基づき、人権を尊重した人道的で効果的なものとなるよう政策をデザインし、ドラッグに関連するダメージを減少させるという個人と社会の健康と安全を高めるという薬物政策のねらいに一致するものである。また、ハームリダクションは直接的に注射器交換やメサドンなどの薬物代替療法を指すものではなく、費用対効果・実務性・有効性などが高いと科学的に実証されたプログラムや政策を示すのである。

5. 薬物政策の国際的な流れと議論

近年、国際的な議論では①麻薬戦争の失敗、②人権・公衆衛生に基づくアプローチ、③個人の使用と所持の非犯罪化などが指摘・提言されている。①では、約40年前から開始された麻薬戦争において、多大な資金が費やされ多くの人命が犠牲となりながらも、戦争が激しくなることで薬物の市場価格が上昇し、状況は悪化していること、生産者をつぶす戦争ではなく代替農法(ケシ栽培の代替となる農業の伝授および生活レベルの改善を図る介入)などが実践されてきている。②では、強制的な治療の名のもとでおこなわれる断薬プログラムでは強制収容・労働、身体的・精神的虐待につながりやすいと指摘され、むしろ、公衆衛生、予防、ダメージの軽減、治療に多くの予算を充て地域社会におけるプログラムの拡充が提言されている。③では、個人の使用と所持を犯罪として取り締まり処罰を与えるより、生活者としてメンタルヘルスや生活状況(住居、雇用、人間関係、経済状態など)などを包括的に捉えた介入が提供されるべきであると提言されている。非犯罪化は合法化とは区別されるものであり、それはドラッグの規制(アルコールやタバコが規制のうえで使用できることと同様に)へとつながる考え方として捉えられている。

6. ドラッグの規制

薬物政策上の規制は、その強さの順で①厳罰、②非犯罪化とハームリダクション、③法的規制、④軽度の規制、⑤無規制状態(いわゆる合法化)に並べることができる。規制の強さが①の厳罰では、無規制の闇市場でドラッグが流通することとなり、社会・健康へのダメージが高くなる。同様に、⑤無規制状態でも、無規制の合法市場で流通し、社会・健康へのダメージが高くなる。その点、②非犯罪化から④軽度の規制の間ではダメージが低くなることが提言されている。非犯罪化とハームリダクションという政策は、ドラッグ自体は規制の対象であり、ただ犯罪としての処罰を与えないという取り組みであるため、規制の強さとしては厳罰の次の段階であり、⑤の合法化には決して

近い位置づけとはならない。③の法的規制とは日本のアルコールやタバコの取り組みに近いもので、公的な規制のもとで、流通や購入がコントロールされていることを意味する。この場合、規制対象のドラッグの市場は、犯罪組織等ではなく行政が管理するためその物質の有害性等に応じた規制を設定することが可能となり、その物質の品質、安全性、広告、販売方法、販売対象年齢、使用目的などをコントロールすることが可能となると言える。

このようなドラッグの規制の捉え方を提唱している国際的な組織(Global Commission on Drug Policy)は元国連事務総長でありノーベル平和賞を受賞したコフィー・アナン氏を代表とし、元米国国務長官や、ブラジル、スイス、コロンビア、チリ、ポルトガル、メキシコの元大統領が名を連ねている。

7. 日本の薬物政策をめぐる議論

日本の政策や統計では検挙人員で薬物使用(乱用)者数を表すことが多い。2014年の統計では、覚せい剤、大麻、危険ドラッグの検挙人員は12千人を超え、約11千人を占める覚せい剤の検挙人員のうち再犯者は約65%であった。検挙人員はドラッグを使用する者の一部に過ぎず、これをもとに全体数を推計すること、そしてその集団にアウトリーチすることは難しい。つまり、ドラッグに対する根強いスティグマがドラッグを使う人の人権を脅かし、そのダメージにより地下化(アンダーグラウンド化)が引き起こされていると捉えることができる。そして、そうしたダメージを少なくしていくことへの取り組みについて、ダルクのスタッフや援助職者などで集まった研究会では、これまでの視察や海外の文献などをもとに議論を重ねてきた。

例えば、欧米のハームリダクションは主にヘロイン使用を対象としているものが多く、覚せい剤使用が多い日本において、どのようなプログラムが展開できるのか考えていくことが重要となる。そして、使用者数や使用量に着目してきた従来の薬物政策から、薬物使用に関連するダメージをいかに減少していくのかという視点を取り入れることへの議論が求められる。政策の議論は、臨床などのサービスの現場とは距離があるように思われることがあるかもしれないが、その政策が臨床の方向性を決めていくことを考えると、実務の現場からこそ発信できることも有意義であると言える。前述の研究グループでは、薬物政策をアドボカシーするためのネットワークを構築し、ドラッグをめぐる取り組みの議論の機会を増やすことを目指し活動を始めたところである。

参考文献) Global Commission on Drug Policy “TAKING CONTROL: PATHWAYS TO DRUG POLICIES THAT WORK” (2014)